

委員会提出議案第 2 号

墨田区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 4 月 2 7 日

墨田区議会議長

樋 口 敏 郎 様

提出者 子ども文教委員長 木 内 清

墨田区立図書館条例の一部を改正する条例

墨田区立図書館条例（平成 2 7 年墨田区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 1 3 号を第 1 4 号とし、第 7 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 6 号中「前号の図書館」を「前 2 号に掲げるもの」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

墨田区議会図書室その他資料の収集、整理及び保存を行う区立施設との連携

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

墨田区議会基本条例の制定等を踏まえ、墨田区立図書館と墨田区議会図書室等との連携を強化するため、当該連携を同図書館の事業として行うことを明確化する必要がある。